

区民企画公募事業「あらかわ文化イベント企画 応援プロジェクト」実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日 決定
(25ACC 発第 4 2 0 号)
(事務局長 決定)
平成 26 年 1 月 1 日一部改正
平成 27 年 1 月 1 日一部改正
平成 28 年 1 月 1 日一部改正
平成 28 年 12 月 1 日一部改正

(趣旨・目的)

第 1 条 この事業は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内における、魅力ある芸術文化イベントの企画について、実施まで企画者を支援することで、区民の芸術文化活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

(応募資格)

第 2 条 応募資格は、構成員に区内在住・在勤・在学する個人を含む団体、もしくは個人とする。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は毎年度、理事長が別に定める。

(募集内容)

第 4 条 募集内容は、音楽・演劇・舞踊・美術等の分野で、一般区民を対象に、荒川区内で実施できる芸術文化イベントの企画とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、募集の対象とはならない。

- (1) 特定の政党や宗教に関する内容
- (2) 営利を目的とした商業的色彩の濃い内容
- (3) 学校行事や音楽教室等の発表会に類する内容
- (4) 応募者又は応募者が属する団体の成果発表に係る内容
- (5) 特定の会員のみを対象とした内容

(募集)

第 5 条 応募しようとする者は、所定の書式（第 1 号様式：企画提案書・第 2 号様式：企画書・第 3 号様式：収支予算書）を、募集期間中に理事長に提出する。

(採択)

第 6 条 理事長は別に設置する審査会の審査に基づき、応募企画の中から最優秀企画としてグランプリ企画を採択する。

2 グランプリ企画に採択された企画以外で、グランプリ企画に準ずる優秀な企画がある場合は、準グランプリ企画として採択することができる。

3 優秀な企画がない場合は、すべての企画を採択しないこととする。

(審査結果通知)

第 7 条 審査の結果については、所定の書式（第 4 号様式：決定通知書・第 5 号様式：不採択通知書）にて応募者に通知する。

(実施)

第 8 条 採択された企画の実施期間は企画者と ACC が協議のうえ決定する。

2 企画の実施主体は企画者とし、実施に際し、ACC は、共催負担金を交付するほか、広報等の支援を行う。なお、企画者は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団共催事業実施要綱（以下「共催要綱」という。）に定める共催申請書を理事長に提出し、決定を受けるものとする。

(負担金)

第 9 条 採択されたグランプリ企画に対しては、別表「負担金対象経費及び対象外経費」に基づく負担金対象経費から事業収入を差し引いた額について、50 万円を上限として共催負担金を交付する。ただし、別表に定める負担金対象経費から事業収入を差し引いた額が 50 万円未満の場合は、当該額を負担金とする。

2 採択された準グランプリ企画に対しては、ACC の共催事業として支援する。

(実績報告)

第 10 条 企画者は、企画終了後、速やかに共催要綱に定める事業報告書を ACC 理事長に提出する。

(負担金の交付)

第 11 条 ACC は事業報告書を審査の上、負担金額を確定し負担金を交付する。

2 ACC は確定した負担金額を企画者に通知し、企画者からの請求書を受領後、負担金を交付する。

(企画者への継続支援)

第 12 条 企画者が希望し、かつ採択された企画の実施結果が良好である場合は、3 年を限度に共催事業として支援を継続することができるものとする。ただし共催事業の決定については、共催要綱に基づき別途行う。

(その他)

第 13 条 この要綱の定めのないものについては、理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

< 別 表 > 負担金対象経費及び対象外経費

対象経費	支出項目	内 訳 例
対象経費	出演料・謝金	出演料、講師謝金、プログラムノート執筆謝金 保育ボランティア謝金
	旅費	出演者宿泊代、出演者交通費、航空費
	舞台制作費	会場使用料、附帯設備使用料、公演委託料、舞台制作委託料 音響・照明委託料
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、プログラム印刷製本費 出演者等写真現像代
	広告宣伝費	新聞掲載広告料、雑誌掲載広告料
	通信・運搬費	郵便料、宅配料、機材等運搬費
	その他経費	機材レンタル代、著作権使用料、参加者保険料、入場券販売手数料 銀行振込手数料、看板設置・撤去代、駐車場整理委託料 稽古場借料、アルバイト委託料、消耗品代等
対象外経費	支出項目	内 訳 例
対象外経費	飲食費	出演者ケータリング代、出演者弁当代 レセプション・パーティにかかる経費等
	備品費	備品・楽器の新規購入費
	その他経費	団体運営のための経常的経費・施設・設備等整備費